

尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第5回目）

- 1 日 時 平成 24 年 4 月 26 日（木）10:00～12:00
- 2 場 所 市役所本庁北館 4 階 4 - 1 会議室
- 3 出席者 委員（出席 7 名 欠席 2 名）
松並潤委員（副会長） 上田祥子委員
栗野毅委員 数山美奈子委員
公門將彰委員 坂根英生委員
趙信子委員
（欠席 稲葉嘉昭委員（会長）、岸田園栄委員）
事務局
安福人事管理部長 中道給与課長
中村課長補佐 藤原係長 迫田主事
傍聴人 なし

4 配布資料の説明

前回の審議会で要求のあった「尼崎市特別職の給与と情報の公表資料」について、通常年 2 回報道される期末手当（賞与）にかかる新聞記事、本市市報、ホームページ等における公表資料「人事行政の運営状況の公表について」の各資料を配付のうえ、説明を行った。

5 審議内容

当審議会における中間答申案を作成するにあたって、その結論を出す前に、当該答申案に記載すべき事項及び意見等を出し合い、答申案のイメージを作っていくことを前提に審議を進めた。

委員 : 尼崎市の市報では市長等の給与については記載されていないが、他市において、それを記載している所はあるのか。

事務局 : 市報については、各市の判断で記載内容を決定しているため、可能性としてはあると思う。本市については、紙面の容量も考慮し、ある程度給与額が固定されており条例にも明記されている市長等の特別職よりも、年齢構成や給与改定等による変動要素の大きな一般職の給与の方が、市民の関心が大きいのではないかと判断から、一般職の給与のみを市報にて記載し、特別職の給与については、より情報量の多いホームページ等において公表するという手法をとっている。

- 委員 : 仮に市長の退職手当を時限的に削減するという条例改正がなされた場合は、公表内容もそれに則したものに修正されるのか。
- 事務局 : ホームページでの公表内容については、現在でも毎年度末に公表内容を修正しており、条例改正があった場合等についてもそういった対応が可能である。
- 委員 : 議論を進める前に確認しておきたいと思うが、この審議会では、削減措置は考慮せずに、あくまで条例本則部分を議論するという事で意見の相違はないか。
- 全委員 : 異議なし
- 委員 : さらに退職手当については、前回までの議論でもあったが、その性格を構成する 3 説（勤続報償説、賃金後払説、生活保障説）に対する審議会としての考え方をまとめる必要があるのではないかと。
その中で、個人的な意見としては、在職中の功績に対する評価を幾分でも反映させることができないかと思っている。
- 委員 : 退職手当の性格については、前回までの議論においても、生活保障的な意味合いは薄いのではないかと意見では一致していると思う。しかし、残りの 2 説については意見の分かれるところでもあり、この審議会でそれらの比率を確立させるのは、かなり難しいことだと思う。
現実的には、現行制度を維持したうえで、「掛け率」の部分はどうするのかという作業になるのではないかと。
- 委員 : 退職手当の一部を給料に上積みするという事は、1つの案として出すことも望ましくないのか。
- 事務局 : その部分も含めて議論をしていただいたと思うが、前回までの議論では、結果的には退職手当は退職手当で支給する現行制度を維持したうえで、適正な水準を見出すべきという意見が大半であったと認識している。
- 委員 : 私もそう理解している。
制度そのものを変えてしまい、年俸制にした場合、退職手当の支給制限機能の部分が損なわれてしまう。また、年俸制は市長等の給与額が市民に対してわかりやすくなるとのメリットはあるが、それは、公表資料の工夫でも十分改善できるのではないかと。
- 事務局 : 事務局として補足させていただくと、現在の市の公表状況が総務省にて示された統一的な手法である点や、各新聞社が他市比較をメインとして報道を実施している点を考慮すると、他市との比較が困難となる年俸制への移行は、やや慎重になる部分ではある。
- 委員 : 審議会として統一した意見とするのは困難だと思うが、私としては、退職手当の性格を明確にして、功績部分については退職手当とし、賃金後払部分については月々の給料に上乘せする、という手法がいいのではないかと。

- 委員 : 前回の議論でもあったが、市長に対する評価を誰が行うのか、また1年毎の評価が可能であるのか等、功績部分を給与に反映させることは非常に困難だと思う。むしろ市長の功績に対する市民の評価が、次期選挙の当落という結果で表れているという考え方ができるのではないかと思うが。
- 委員 : 現行制度では、病気等により4年任期中の2年で辞職した場合でも、2年分は退職手当を支給するという制度になっている。これは、実態として功績部分を明確に反映しているとは言い難く、実際問題として、今回の審議会でも功績部分の反映が困難であるという結論であれば、年俸制への移行は特段の意味を持たなくなる。
- 委員 : 功績部分の反映ができるのであればいいが、他市の事例でも当審議会として推奨できるような案もなく、やりようがない。
また、アイデアとしては、市長の退職時に市議会提案として、条例改正案を審議するという手法もあるかと思うが、現実的には不可能だと思う。
- 委員 : 功績部分の反映は困難であるし、退職手当の支給制限を残すべきとなれば、やはり「掛け率」の部分を改正して適正な水準を設定するという手法が1つの案として必然的に出てくるのではないか。
年俸制については、自治体の長に対して導入するのは時期尚早ではないかと思うが、年俸制について議論した事実は否定せず、案の1つとして答申に記載するという形で、一度事務局案を考えてもらえないか。
- 事務局 : はい。では、現行制度を維持した場合で、「掛け率」を見直すというA案と、比率をどうするかは難しいが、功績部分のみ退職手当を残して、それ以外を年俸制にするといったB案を一度検討するというところでどうか。
- 委員 : 私はB案には賛成である。それに加えて、退職手当の支給に際して評価を考慮できる余地があればさらに良いと思う。
- 委員 : もし評価部分の率を明確に算出できるのであれば、退職手当のうち何割かは賃金後払いとして絶対支給、残り何割かは功績部分としての支給、といったような手法も案の1つとして検討できるかもしれない。しかし、功績部分に対する評価を反映することが難しいのであれば、やはり分割する意義は少ないと思う。
- 事務局 : いずれの案の場合もその具体的な数値については、これまで事務局が示した案を基本に中間答申案を作成するというところでどうか。
- 委員 : 数値の部分については、審議会でも改めて議論していきたい。
- 委員 : 功績とは一体何か。市の職員が行った功績はすべて市長の功績となる。市長は自分で決めた額を公約で謳い、その公約を市民が判断して選挙で選べば良いだけのことだと思うが。この審議会でも、市長の給与水準を決める必要がどれほどあるのか。
- 委員 : その意見については同感であるが、やはり基準というものは設定しておく

必要があるのだと思う。

事務局： 市長公約については、あくまでも条例付則の部分であり、やはり基準となる本則部分はしっかりと定めておく必要がある。

委員： 功績部分の評価については、条例上は最大の額とともに、3段階ほどの区分を規定しておいて、実際に退職手当を受け取る際に、そのいずれかで支給額を市長が決めれば良いのではないかと。

委員： その主張は理解できるが、次の選挙に出る場合と出ない場合とで考え方が変わるなど、自己評価は非常に困難になるのではないかと。

また、現実には功績の評価をする前に市長公約として額を決定してしまっており、この公約が議論を複雑にしているのではないかと。

委員： 市長の退職手当の話ばかりになっているが、市長の退職手当の算出方法を改正した場合は副市長等他の特別職への影響はどうか。仮に市長の功績部分を反映させるとした場合でも、教育長や常勤監査委員にまでは影響が及ばないということであれば、功績部分の反映というのも議論の1つになると思うが。それも含めて議論をしなければならないのではないかと。

事務局： 市長の退職手当の算出方法については、副市長等他の特別職と同じとなっており、そのバランスは維持する必要があることから、市長の算出方法を改正するということになれば、他の特別職にも影響が及ぶものと考えられる。

委員： 当審議会の意見分布については、ある程度見えてきたのではないかと。その中で、市長等の退職手当が現在の算出方法・算定式となった経緯を含め、多数意見である「掛け率」をどう見直すべきかという案を中間答申の柱として、それ以外のB案或いはC案とともに、市報の見せ方や公約に対する考え方等の付帯意見も付した中間答申案を作成してみてもどうか。

委員： 次回はその案を基に国家公務員の7.8%削減措置に対する考え方も含めて額の議論を進めて行ってはどうか。

委員： では、事務局には次回の審議会で、中間答申案と国家公務員の給与削減措置に関する資料をお願いしたい。

あと、他市における市報の掲載状況がわかればそれも併せて資料提供を。

事務局： 次回の資料として用意します。

6 その他

第4回議事録の確認及び承認

次回の開催について

以上